

安八町道路橋りょう維持管理計画  
【個別施設計画】

令和3年4月  
安八町 建設課



## 1. 計画の位置づけ

本計画は、安八町が行動計画として平成29年3月に策定した「安八町公共施設等総合管理計画」に定める長寿命化の実施方針に対応するため、インフラ施設の橋りょう部門の計画として位置づけ、予防的に修繕するメンテナンスサイクルの核とするものである。

## 2. 計画の概要と目的

平成26年3月に公布された「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施工規則の一部を改正する省令」により、2m以上のすべての橋梁に関し、5年毎の近接目視による点検が義務付けられた。

そこで、町が管理する橋梁を適切に維持していくため、橋梁の長寿命化と修繕費等の縮減・平準化を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的として、本計画を策定する。

ただし、橋梁の状態は経年劣化や疲労等により刻々と変化することから、各年度毎に実施する点検結果等を踏まえ、適宜計画を更新するものとする。

## 3. 判定区分

定期点検における橋梁の健全度を表す判定区分は、次のとおりとする。

区分		状態	措置
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	監視や対策を行う必要のない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	緊急に対策を行う必要がある状態

## 4. 対策の優先順位とその考え方

対策の優先順位は、次に示す管理区分、健全度、規模や利用形態等により行い、点検・補修等により健全度を変更した場合には、優先順位の見直しを実施する。

区分	内 容
A	第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁（跨道橋）
B	緊急輸送道路にある橋梁
C	管理道路の分類 B・C に架かる橋梁
D	通学路に指定されている道路に架かる橋梁
E	上記区分以外の橋梁

### <参考>管理道路の分類

分類	対象道路
分類B	国道・県道規模の道路
分類C	都市計画マスタープランにおける幹線、補助幹線、主要道路
分類D	上記以外の道路

※ 安八町道路舗装維持管理計画より